

議案第15号

山陽小野田市人権教育推進協議会委員の委嘱について

山陽小野田市人権教育推進協議会規則第2条第1項及び第2項の規定に基づき、下記のとおり山陽小野田市人権教育推進協議会の委員を委嘱すること。

令和6年5月23日提出

山陽小野田市教育委員会
教育長 長友 義彦

記

1 委嘱される者

別紙のとおり

2 任期

令和6年6月1日から令和7年6月30日まで

3 委嘱等の理由

旧委員が辞任又は退任したため。

【参考】

山陽小野田市人権教育推進協議会規則（抜粋）
（委員）

第2条 協議会の委員は、22人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社会教育関係団体代表
- (2) 学校代表
- (3) 企業代表
- (4) 自治会代表
- (5) 学識経験者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。